

企画旅行業務に関する契約書

茨城県立医療大学（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、甲が実施する海外実習旅行（以下「旅行」という。）の取扱いに関し、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 本契約は、学生の安全及び衛生に留意し、意義ある旅行の実施を図ることを目的とする。

2 甲及び乙は、旅行の実施及び取扱いに当たって、その目的が実現するよう誠意をもって当たるものとする。

（情報の提供）

第2条 甲及び乙は、旅行の有意義かつ安全、円滑な実施を図るため、必要な情報を相互に提供するものとする。

2 甲及び乙は、事前に旅行先の宿泊施設、実習地等の環境衛生について、十分な準備と検討を行うものとする。

（旅行契約の内容）

第3条 旅行契約の内容は、次のとおりとする。

団体名	茨城県立医療大学
旅行期間	平成 31 年(2019 年)9 月 3 日 (火)～平成 31 年(2019 年)9 月 9 日 (月)
旅行先	アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス
参加者数	名 (男性 名, 女性 名)
契約金額	円税込 (学生一人当たり)
その他	仕様書別紙のとおり

（旅行契約の発効及び完了）

第4条 本契約は、契約締結の日をもって発効し、精算終了をもって完了する。

（旅行契約の変更）

第5条 甲は、旅行参加、旅行日程その他旅行契約の内容に変更が生じたときは、これを速やかに乙に通知して、契約内容の変更を求めなければならない。

2 乙は、天災地変、輸送機関等における争議行為その他乙の管理できない事由が生じた場合には、旅行の安全かつ円滑な実施を図るために、速やかにその理由を甲に説明して、契約内容の変更を求めなければならない。

3 乙は、乙が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をした場合において、輸送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供に係る契約が締結できない事由が生じたときは、これを速やかに甲に通知して、契約内容の変更を求めなければならない。

4 前各項の規定による契約内容の変更によって生じる旅行代金の増加又は減少は、参加者に帰属するものとする。

（旅行代金の支払い）

第7条 乙は、旅行終了後に旅行代金の支払いを参加者に請求することができる。ただし、甲乙協議のうえ、前金払することができる。

2 参加者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 15 日以内に旅行代金を支払

わなければならない。

(契約の解除)

第8条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、任意にこの契約を解除することができる。この場合において、契約の解除により乙に損害が生じても、甲は賠償の責めを負わない。

- (1) 乙がその責めに帰すべき事由により、この契約に違反したとき。
- (2) 乙に誠意がなく、完全に契約を履行する見込みがないと認めたとき。
- (3) 乙から契約解除の申し出があったとき。

2 前項各号の規定により甲に生じた損害賠償については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(賠償責任)

第9条 甲は、旅行契約の履行に当たって、乙の故意又は過失により旅行参加者に損害を与えたときは、乙にその損害賠償の請求をすることができる。

2 前項の規定により生じた損害賠償については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(旅行業約款の適用)

第10条 この契約書に定めのない事項については、国土交通大臣の認可を受けた乙の旅行業約款（手配旅行の部）の定めるところによる。

(遵守事項)

第11条 乙は、旅行当日の輸送については、旅行参加者の安全等を考慮し全員の座席を確保するものとする。

2 本旅行期間中の金銭の取扱い事務は、乙が行うものとする。

3 本旅行期間中に、天災地変その他やむを得ない状況が生じたときは、乙は交通機関、宿泊施設等の手配について最善の努力をしなければならない。

(暴力団による不当介入があった場合の報告について)

第12条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある関係者（暴力団等）から不当介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

(補則)

第13条 この契約について疑義が生じた事項又はこの契約に定めがない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この契約の内容を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成31年（2019年） 月 日

甲 住 所 茨城県稲敷郡阿見町阿見4669番地2
代表者 茨城県立医療大学 学長 永田博司 ㊞

乙 住 所
代表者 ㊞